

江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）修正について

P24 基本施策1 権利擁護支援の体制整備

施策の展開1-1 地域連携ネットワークの構築

P25

(2) 権利擁護支援のチームによる対応

- ・後見等開始前には成年後見制度の利用が必要な人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後にはこれに成年後見人等が加わり、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援や身上保護等の必要な対応ができるようチームの連携構築を推進します。
- ・権利擁護支援が必要な高齢者や障がい者を支援するために地域の関係者により必要に応じて開催されているケース会議などのメンバーをチームと位置づけ、権利擁護支援を行うことを検討していきます。

(修正後)

→朱書き部分削除

(3) 協議会によるチーム支援体制の構築

- ・後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対するチームでの対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームを支援する協議体の体制を構築します。
- ・協議会では個別の協力活動の実施や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決等を行います。
- ・地域ケア会議など既存の資源・仕組みを協議会と位置づけ、それぞれの会議体の持つ機能を拡充し、チームをバックアップする体制整備を図ることを検討していきます。

→朱書き部分修正

(修正後)

- ・関係機関等による既存の協議体等を活用し、チームをバックアップする体制整備を図ることを検討していきます。